

○厚生労働省告示第百九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年五月十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後
<p>1185  、 ら 1067      に 1147 1103 、      掲 1156 まで、 1069      げ 1156 から 1107 、 1072      る 1158 まで、 1116 、 1079      高 1158 まで、 1116 、 1083      度 1160 、 1121 から      管 1162 、 1122 1090      理 1163 、 1126 まで、      医 1172 から 1128 1093      器 1174 1129 、 1095      1178 1135 、 1098 326      1180 1139 、 1099      1184 1143 、 1101 1066      及 び 1145 か</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、</p>	改 正 前

、 ら 1067  
 る 1147 1103 、  
 高 1156 まで、 1069  
 度 1156 から 1107 、 1072  
 管 1158 まで、 1116 、 1079  
 理 1160 、 1121 から  
 医 1162 、 1122 1090  
 器 1163 、 1126 まで、  
 1172 から 1128 1093  
 1174 1129 、 1095  
 1178 1135 、 1098 326  
 及 1180 1139 、 1099  
 び 1184 1143 、 1101 1066  
 に 1145 か

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、